

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

海外子会社に出向している社員の日本滞在日数が 183 日を超える場合

Q 弊社は海外に子会社を有していますが、その子会社に出向している社員が、今回のコロナの影響で日本に帰国しております。ところが、滞在が長引き、日本の滞在日数が 183 日を超えてしまうのですが、所得税等の課税関係はどのようになりますか？

解説

非居住者に該当する一時帰国者の国内での滞在日数が 183 日を超えることが明らかとなった場合には、所得税を源泉徴収し納付しなければなりません。

1. 短期滞在者の免税

日本の締結した租税条約では短期滞在者の免税を規定しており、その多くは次の 3 つの要件をいずれも満たす場合に認めるといえる。

- ①滞在期間が課税年度又は継続する 12 か月を通じて**合計 183 日を超えないこと**
- ②報酬を支払う雇用者は勤務が行われた締約国の居住者でないこと
- ③給与等の報酬が役務提供地にある支店その他の恒久的施設によって負担されていない（＝損金に算入されていない）こと

2. 国内滞在日数が 183 日を超える場合

①国内事務所等を有する場合

すでに支払い済みの給与を含め、国内源泉所得に該当する給与について、**所得税を源泉徴収します**。国内源泉所得に該当する給与の額は、**給与総額のうち国内において行った勤務割合に応じて算出**します。

②国内事務所等を有しない場合

非居住者が国内源泉所得に該当する給与の支払いを受ける際に、その支払いが国外で行われることなどにより所得税の源泉徴収がされないときは、その非居住者は基本的に**その年の翌年 3 月 15 日（この日より前に国内に居所を有しないこととなる場合は、その有しないこととなる日）までに、準確定申告をします**。この場合、**分離課税の 20.42%**による所得税を納付しなければなりません。

要するに…

新型コロナの影響で海外駐在員が日本に一時帰国をし、そのまま日本滞在が 183 日を超えてしまうケースがでてきました。この場合、海外で給与を支給している法人が日本に事務所等を持っているかで、税金の取扱いが異なります。ちなみに **183 日を超えても居住者・非居住者のステータス自体には変更はありません**。